

第2章 今後における基幹メディアの普及

第1節 基幹メディア普及の現状と将来

1 基幹メディアの普及

郵便、電報、電話、ラジオ、テレビジョン等のいわゆる基幹メディアは、これまでそれぞれの事業者の責任において普及が図られており、現在、これらはほぼ全国に普及し、我が国情報流通の主役を担っている。

郵便は、最も古くから国民の情報流通の基幹的役割を果たし、相手が定まれば全国いかなる所へも発信できる点で、現在もなお最も普遍性の高いメディアとなっている。

電話の普及は長い間事務用電話を中心に展開されてきたが、最近では住宅用電話の伸びが著しく、電話網の広がりを大きくしている。49年度末における公社電話の普及状況は2,887万加入、住宅用電話の世帯普及率は56.4%となっており、52年度末までには電話の積滞が解消し、申し込めばすぐ付く電話の実現が予定されている。

テレビジョン放送の普及も著しい。NHKのテレビジョン放送受信契約件数は2,575万件となっており、その世帯普及率は極めて高い。ちなみに、国民のテレビジョン放送に対する視聴時間は1日当たり平日で3時間38分、日曜日で4時間49分となっており、また、1日のうちテレビジョン放送を少しでも見た人の割合は平日で93%、日曜日で96%に達している。

2 新しいサービスの開発

基幹メディアの普及率が向上すると、これらメディアに対する依存度が高まるとともに、新しいサービスの開発に関心が集まっている。電話については、利用者の多様な利用条件に即応して、ビジネスホン、ホームテレホン、

ポケットベル、プッシュホン等が利用されるようになり、電話の効用を高めている。各種の情報を求めに応じて自動的に提供するテレホンサービス、加入者宅のプッシュホンにより新幹線の座席が予約できる座席予約システムも電話の新しい社会機能を示すものとして注目されている。更に、全国に張りめぐらされた電話網は、単に電話のみならず、データ通信、ファクシミリ通信等の新しいメディアにも利用され始めている。電話（網）は単能型の黒電話から多能型の情報流通メディアへと変わりつつあるといえよう。テレビジョン放送にも新しい動きがみられる。既存のテレビジョン放送には、第二音声、ファクシミリ、静止画、文字情報等の信号を重畳することが可能であり、将来多重放送としてその活用が期待されるところである。

3 将来の動向

以上のように、基幹メディアについては各々事業者の責任において普及策が実施され、普及、開発は総じて順調に推移してきたといえよう。しかし、普及率が向上するとともに、何らかの理由でこれらの利便を享受できない一部の国民に対する普及が新しい課題としてクローズアップされてきた。例えば、第2節以下で述べるように、過疎地における電話の普及、社会的、経済的弱者等に対する利便の供与、辺地におけるテレビジョン放送の難視聴あるいは一部都市地域におけるテレビジョン放送の受信障害等の問題は、現代の社会活動が電話、テレビジョン放送等の基幹メディアを前提にして営まれるようになってきているだけに、国民生活に対する影響も大きい。

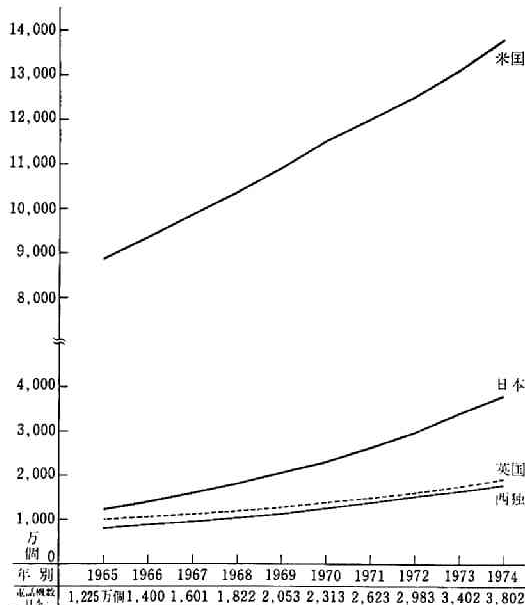
しかし、これらの問題の解決については、①普及対象地域が辺地であったり、あるいは対象機器に特別な機能が要求されるため、コストが高く事業者財政を圧迫すること、②普及対策が過疎対策、都市対策、福祉政策、国土の有効利用等の国家的課題の一部としての性格をもっていることなどの点において、これまでの事業者にのみ期待する普及策に限界が生じており、今後の施策について再検討すべき時機にきているといえよう。

第2節 電話の完全普及

1 電話の未普及世帯

公社電話は、全国的なネットワークを形成し、国民にとって身近な通信手段として、我が国の情報流通において基幹的な役割を果たしている。また、有線放送電話は、最近では漸減の傾向にあるが、30年ごろから急速に成長し、農林漁業地域の通信手段として大きな役割を果たしてきた。49年度末における我が国の電話機数は、4,190万個に達しており、1964年以来その規模は米国に次いで世界第2位を維持している（第1—2—1図参照）。

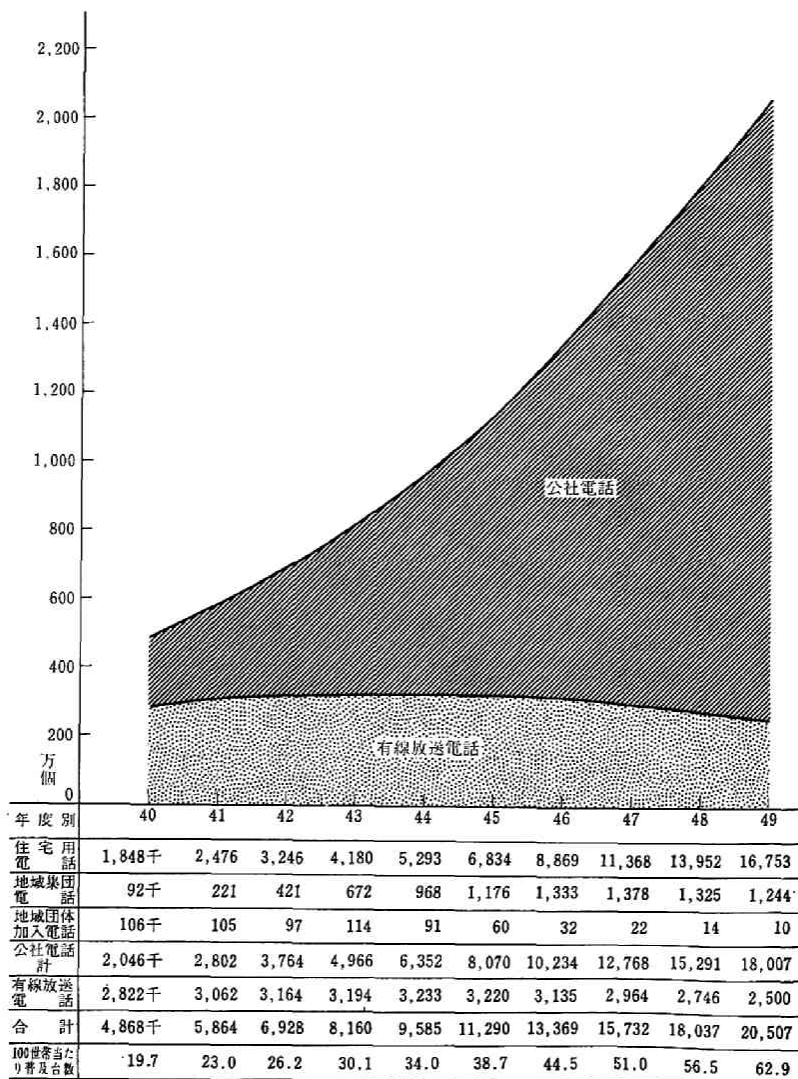
第1—2—1図 世界主要国の電話機数の推移（各年1月1日現在）



戦後における電話の普及は、30年代に入って急ピッチで上昇し、特に住宅用電話は40年代に驚異的に普及しているが、全国世帯における電話（住宅用

電話、地域集団電話、地域団体加入電話、有線放送電話)の普及状況は、100世帯当たり62.9個(49年度末現在)となっており、一層の普及が期待さ

第1-2-2図 全国世帯の電話普及の推移(各年度末現在)



れている(第1—2—2図参照)。電電公社の「電信電話拡充第5次5カ年計画」(48年度～52年度)によれば、52年度末までに電話の積滞を解消することとしているが、今後における電話の普及を展望するとき、電話積滞解消後に残る農林漁業地域に多い普通加入区域外に居住する住民、一人暮らし老人、重度の身体障害者等の潜在的需要にいかにして対処するかが重要な課題となっている。

(1) 農林漁業地域における電話の普及状況

我が国における第一次産業就業者数は、552万人(50年3月現在)であり、就業者総数の11%を占めている。農林漁業地域における公社電話の普及は、従来都市地域に比較して遅れていたが、近年かなりの進展をみるに至っている。ちなみに、都市地域と農林漁業地域の比較を市部、郡部の観点から行ってみると、人口100人当たり開通電話数(公衆電話等を含む。)が、37年度末で市部が6.5、郡部が2.7であったものが、47年度末では市部が23.6、郡部が15.7となっている。

このような公社電話の普及は、農林漁業地域における生活水準の向上等により公社電話に対する需要が強くなる一方、公社においても一般加入電話(単独電話、共同電話等)の増設、手動式局の自動化、普通加入区域の拡大と併せ、農山漁村特別対策として地域集団電話(以前の農村集団自動電話)、農村公衆電話を設置するなどの方策を講じてきたことによるものである。

また、有線放送電話は、49年度末現在、施設数で1,373、端末設備数で250万であり、いずれも年々減少している。これは、新設が少なくなったこと、施設の統合が進められていること及び公社電話の普及等に伴い施設が廃止されたことによるものである。

(2) 老人、身体障害者世帯の電話の普及状況

近年、平均寿命の著しい伸長に伴い、我が国の総人口に占める老年人口の割合が着実に増加しており、高齢化社会の到来が予想されている。その上、戦後における扶養意識の変化、核家族化の進行に伴い、一人暮らし老人や老人を含む核家族世帯が多く見られるようになっており、48年度において一人

暮らし老人84万人、老人を含む核家族世帯 284 万世帯が存在する。また、身体障害者も40年度115万人に対し、45年度は141万人となっており、最近増加の傾向にある。

これらの老人や身体障害者は、身体機能上のハンディキャップや対人接触の機会が少ないことなどの問題に悩んでいるだけでなく、経済的不安に直面している者も多く、生活保護世帯の75%を占めているのが実態である。

このような人々の福祉の充実を図るため、通信の分野においても電話を活用した各種の一人暮らし老人対策、身体障害者対策が進められているが、その電話普及状況を見ると、一人暮らし老人 35 % (48年度)、身体障害者84% (49年度) となっている。

2 農林漁業地域における電話

戦後における急速な経済成長は、国民に豊かな経済生活をもたらしたが、一方では人口の大都市への集中により、都会においては過密や公害をもたらした、また、農村等においては過疎や荒廃を生ずることとなった。このような事態に対処して、地域住民の福祉向上、国土の均衡的発展を図るため、各分野から地域開発計画、過疎対策が実施されているが、電話の分野においてもこれに応じて次のような種々の施策が行われてきた。

(1) 農林漁業地域に適合したサービスの実施

農林漁業地域の電話を都市の電話と比較した場合、利用面においては通話回数が少なく、また、その通話は地域共同体内の通話が多いなどの特性があり、設備面においては電話局から加入者までの線路距離が長く、1加入当たりの設置費や保守費が高いなどの特徴があげられる。戦後における経済成長の過程で農林漁業地域においては過疎化が進展したが、一方では地域住民の生活も年々豊かになり、その電話需要も増加の一途をたどっていたので、電電公社では限られた資金でこのような需要をできるだけ充足するため、農林漁業地域の特性に適合した電話サービスを開発し、その普及を図ってきた。

25年ごろ我が国における電話需給の不均衡を打開する方策の一つとして、

米国において普及発達していた農村電話に倣い、多数共同電話を実施した。多数共同電話は、一つの加入回線を3加入から10加入の加入者が共同して使用するもので、単独電話と比較した場合、設置費や保守費の節減が図れるという長所があり、農林漁業地域における電話の普及に貢献した。

多数共同電話は、「農山漁村電話普及特別対策」(31～37年度)における施策項目の一つとして取り上げられるなど農林漁業地域の電話普及に重用される一方、都市部を含め当時のひっ迫した我が国の電話需給状況を緩和するために活用された。更に、32年8月農林漁業地域専用の電話として、地域団体加入電話制度が実施された。この電話は、普通加入区域外の電話による連絡が不便な地域等一定の条件を満たす地域の住民が、電電公社から公衆電気通信役務の提供を受けることを目的とする組合契約を締結して加入組合を設立し、その組合と公社との契約により設置されるもので、組合加入回線、組合交換設備、組合内線及び組合本電話機から構成される多数共同方式の電話である。地域団体加入電話は、サービス開始以来順調に普及し、40年度には847箇所、組合本電話機数11万個に達したが、農村集団自動電話の開発、普及に伴い漸次減少し、現在では北海道等一部の地域に残置されているのみである。

39年7月から農村集団自動電話が試行されたが、これは、地域団体加入電話は加入組合が交換事務を行うオペレータを配置する必要がある、その改善が望まれていたこと、また、39年1月有線放送電話接続通話制度実施の際、国会において、政府及び電電公社は農山漁村地域における本来の通話手段である公社電話設備の拡充、サービスの改善に更に努力すべきであるとの附帯決議がなされたことなどが推進力となり実現されたものである。その後、44年10月公衆電気通信法の改正により集団電話が法制化されたことに伴い、農村集団自動電話は地域集団電話として本格的に実施されることとなった。

地域集団電話は、農林漁業地域で低トラフィックの電話需要が大量に発生している地域内の適当な場所に設置された簡易な無人自動交換機と加入者宅内に設置された多数共同電話方式による電話機とから構成されており、線路

設置費や附加使用料の支払は不要とされている。

地域集団電話は、農林漁業地域における共同利用電話として急速に普及したが、電話加入区域が拡大されたこともあって43年度以降需要が漸減しつつある。49年度中の新設数は1万3千加入であり、年度末加入数は124万4千加入となっている。

このほか、31年度以来普通加入区域外に所在する無電話集落や電話の少ない集落における電話の普及を図るため、農村公衆電話の設置が積極的に推進されてきた。その49年度末における施設数は1万6千個となっている。

（2）有線放送電話の活用

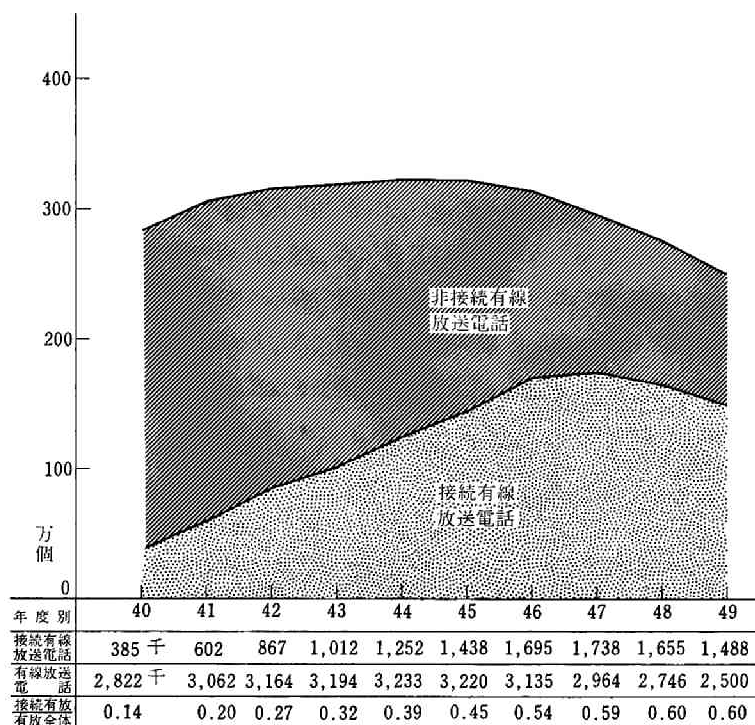
27, 8年ごろ電話の普及が遅れていた農林漁業地域の通信連絡手段として、ラジオの共同聴取設備に送受話器のついた設備が現われた。この通話兼用の有線放送設備は、その後の改良によって通話機能も向上し、31年度から始まった農林省の新農山漁村建設計画や自治省（当時は自治庁）の新市町村建設計画においてこれを補助の対象に含めることとしたため、この通話兼用有線放送設備は急速に発展した。

このような情勢にかんがみ、32年に有線放送電話業務の適正な運営を図ることによって、有線電気通信に関する秩序の確立に資することを目的として「有線放送電話に関する法律」が制定された。本法律においては、有線放送電話の業務区域を社会的経済的につながりが深く、電話の連絡が不便な一の市町村の区域内に限定しており、有線放送電話を地域共同社会内の通信手段として位置付けている。

法制定以後における有線放送電話の普及は目覚ましく、法制定当時は施設数750、加入世帯数30万であったものが、37年度末には施設数2,600、加入世帯数200万に達し、設備の設置地域は全国郡部地域の半分近い割合を占めるようになった。また、超多数共同電話方式が有線放送電話の特色であったが、この1回線当たりの共同加入数も徐々に減少し、更に、秘話装置、個別呼出装置等の開発利用が行われるなど有線放送電話設備の技術水準は格段の向上を見せるようになった。このような背景の下で、38年に公衆電気通信法

が改正され、有線放送電話設備と公社電話設備との接続通話制度が39年1月から実施された。なお、接続通話のできる範囲は、有線放送電話の地域性、設備の質等を考慮して、同一都道府県（北海道は5分した地域）の区域内で無中継又は1中継により接続される範囲とされた。

第1—2—3図 接続有線放送電話端末設備数の推移（各年度末現在）



更に、44年には公衆電気通信法が改正されて、県外であっても社会的経済的につながりの深い隣接市町村については接続通話ができるようになるとともに、「有線放送電話に関する法律」が改正されて、その業務区域を社会的経済的につながりの深い隣接市町村の一部まで広げることができることとなるなど有線放送電話の制度も時代の変化に対応して徐々に改められてきている（第1—2—3図参照）。

有線放送電話については、上記のような施策のほか、国（農林、郵政、自治の各省）が過疎対策、地域格差是正策の一環として、有線放送電話業者、日本有線放送電話協会に対して各種の補助金等を交付し、その健全な育成に貢献している。

（3）電話加入区域の拡大

現在の公衆電気通信法制は、電電公社に対して、加入電話による公衆電気通信役務の提供について独占的地位を認めている反面、その役務を全国にわたってあまねく提供すべき義務を負わせているが、加入電話を設置することができる地域は資金的にも技術的にも限られているので、公衆電気通信法は電電公社に対しあらかじめその地域を電話加入区域として指定することを義務付けている。電話加入区域には普通加入区域と特別加入区域があり、普通加入区域は加入電話の設置時に設備料等通常負担すべき費用のほかには特別な費用の支払を要しない区域であり、特別加入区域は通常の負担のほかに線

第1—2—4表 普通加入区域外に公社電話を設置する場合の特別負担

電 話 の 種 類	設 置 場 所	線 路 設 置 費 (関係線路 100 mまでごとに)	附 加 使 用 料 (関係線路 100 mまでごとに)
単 独 電 話	特 別 加 入 区 域	9,000円	不 要
	電話加入区域外	9,000円	事務用 55円 住宅用 33円
2 共 同 電 話	特 別 加 入 区 域	5,000円	不 要
	電話加入区域外	5,000円	事務用 33円 住宅用 20円
地 域 集 団 電 話	特 別 加 入 区 域	不 要	不 要
	電話加入区域外	不 要	不 要
地域団体加入電話	特 別 加 入 区 域	不 要	不 要
	電話加入区域外	不 要	1組合加入回線 ごとに 95円

路設置費の支払を要する地域である。また、電話加入区域外に加入電話を設置する場合は、通常の負担のほかに線路設置費とその線路に係る附加使用料の支払が必要とされている（第1—2—4表参照）。

このような電話加入区域制度の内容から、普通加入区域の定め方、線路設置費、附加使用料の料金額等は、普通加入区域外に居住する加入者の料金負担面に重要な影響を与えるものといえよう。

電話加入区域については、従来、電話局の加入数に応じてその範囲を定めており、普通加入区域については、電話局からの平均半径は 2～3km であり、また、特別加入区域については、普通加入区域の外側に、普通加入区域に準ずる需要が見込まれる場合、原則として 3km の範囲内で設定されてきた。

電電公社は、近年における社会生活圏の拡大に対処するため、「電信電話拡充第5次5カ年計画」において基礎設備の整備を行いながら、逐次段階的に普通加入区域を半径 5km まで拡大することとしている。49年度末現在全国に 4,632 の普通加入区域が存在するが、50年度においては 910 区域の拡大が予定されている。

（4）施策の動向

このように農林漁業地域の電話は、地域の特性に応じた電話サービスの実施、地域共同体電話としての有線放送電話の活用、電話加入区域の拡大策により利便の確保が図られてきたが、今後一層農林漁業地域の国民に電話を普及し電話の利便を確保していくためには、既存の施策の強化を図るとともに、新たな施策の展開が必要である。このため、郵政省では「地域通信調査会」を設け、農林漁業地域における電気通信サービスの在り方について広く意見を求め、49年9月報告書が郵政大臣に提出された。

本報告書は、農林漁業地域における電気通信サービスの現状と問題点を論じた後、その在り方として次のような提言を行っている。

第一に、有線放送電話の在り方を時代の変化に即応させていくことである。本報告書はこれにかかわる問題として業務区域及び公社回線との接続制

度について取り上げている。

業務区域については、現在、原則として一の市町村の区域内に限られているが、現行の市町村の区域が住民の生活圏・経済圏に一致しているとは必ずしもいえないものであることを考えると、有線放送電話の業務区域を市町村の区域に制限することは適当でなく、その住民が社会的経済的に相互に緊密な関係を有している地域である限り、業務区域の設定が認められるべきであるとしている。

また、公社回線との接続制度については、現在、その接続範囲が同一都道府県の区域（北海道については5分した区域）内で1中継以内とされているが、農林漁業地域の中でも電話による連絡が特に不便な地域に所在する有線放送電話については、地域の実情に即応する措置として、公社電話なみの技術基準の確保を条件に、暫定的に全国接続通話に準ずる措置を講ずるなど接続範囲の拡大について検討することが必要であるとしている。

これらの提言については、対立意見が付されているが、有線放送電話の性格等を考慮しつつ、積極的な施策の展開を求めている。

第二に、電電公社は数次にわたる電信電話拡充5か年計画の実施の中で、農林漁業地域に対しても電話の普及に努めてきたが、現在同地域における公社電話のサービス水準は都市地域に比較してなお低い状況にあるとして、その向上の必要性を指摘している。本報告書はこれにかかわる問題として、一般加入電話の増設、地域集団電話の組合せ数の緩和・一般加入電話への種類変更、普通加入区域外における電話加入条件の緩和について取り上げている。

これは、農林漁業地域における生活水準の向上に伴って、電話に対する要求も高度化、多様化の傾向をたどっており、今後、電話の普及を更に推進するだけでなく、現在の地域集団電話には提供できるサービスに限りがあることや話中状態が多いことなどから、その改善を図る必要性があることを指摘しているものである。

電電公社は、この指摘に関連する施策として、「電信電話拡充第5次5カ

年計画」において、地方中小局の普通加入区域を拡大するとともに、地域集団電話についてはすべての申込みに応じられるようにし、更に既設地域集団電話については組合せ数の緩和、一般加入電話への種類変更等サービスの改善を逐次計画的に実施することとしている。また、53年度以降の対策として、普通加入区域をさらに拡大することや集団的な需要がある地域には電話局を建設して普通加入区域を新設することなどを検討中である。

第三に、農林漁業地域には都市地域とは異なる特有の生活情報、生産情報等に対する需要があると思われ、有線放送電話の地域共同社会の通信手段としての特色を生かしていくために、国としてはそのような多目的の情報通信システムについてパイロット施設による実験その他の開発を推進する必要があるとしている。

最後に、農林漁業地域の中でも都市地域から離れた過疎的地域に対しては、地域の実情に即して次のような施策の展開が必要であるとしている。

すなわち、有線放送電話の地域共同体電話としての存在意義にかんがみ、有線放送電話及び有線放送の新設、改修等に対する助成の拡大について考慮するほか、電話加入区域外に設置する公社電話については、設置に必要な費用の一部を加入者に対して補助することを検討する必要がある。また、公社電話については、今後の電話に対する要望を考慮し、農村公衆電話の増設を図るほか、地域の特性を考慮した技術開発を促進し、更に一般加入電話の普及を図ることが必要であるとしている。

電電公社は、この指摘に関連する施策として、31年以来農村公衆電話を積極的に設置してきたが、「電信電話拡充第5次5カ年計画」においても1,600個増設の予定であるとともに、比較的遠隔地にあるいわゆる過疎の地域における小規模な需要集団に対してより経済的に電話サービスを提供するため、各種の通信方式を検討している。

このように、農林漁業地域の電話サービスを向上させるためには、技術開発、普通加入区域の拡大等電電公社の一層の経営努力が必要とされるが、過疎の地域における電話の設置が事業運営上極めて効率が悪いことを考えると

き、独立採算制を標ぼうする電電公社が独力で全国をカバーするには限界があるので、これら地域における電話の普及をどのように進めるか国の施策として検討していく必要がある。

3 老人及び身体障害者世帯における電話普及の動向

福祉優先の社会を重要な目標とする我が国においては、老人、身体障害者等の福祉対策が急務とされ、国としても重点的に推進を図っている。

郵政省においても、電気通信の分野から積極的に協力することとし、福祉用電話システムに係る機器の開発、普及を図るための基礎資料を収集する目的で、48、49の兩年度において「通信サービスの需要動向調査」を実施した。

老人に関する上記調査によれば、公社電話、インターホン、ベル等の通信連絡手段を保有している老人は全体の45.4%であり、そのうち最も多いのは公社電話(34.7%)である。寝たきり及び寝たり起きたりの老人で、通信連絡手段を保有していない者は58.6%である。また、公社電話を持っていない理由は、経済的理由が43.7%、「近所で借りる」が27.8%などであり、無料で電話を架設するとするとき電話の架設を希望する者は62.3%となっている。

また、身体障害者に関する調査によれば、公社電話を保有している者は79.0%、公社電話はないが有線放送電話のある者は4.7%、電話を保有していない者は16.3%である。現在、公社電話を保有していない者のうち、国、地方公共団体が架設する福祉電話の設置を希望する者は89.5%である。なお、1日に1回も電話をかけない者が14.4%いるが、その理由として「自宅に電話がない」、「身体障害のため現在の電話機では取扱いが不便で使えない」という者が各々20.2%、14.6%いること、また、新しい通信手段に対する身体障害者の関心が相当高いことなどが注目される。

以上の調査を集約すれば、今後いかにしてこれらの人々に対して電話を設置し、また、機器の改善を図っていくかが大きな課題となっているが、その動向は次のとおりである。

(1) 機器開発

老人や身体障害者は身体機能が不十分なため、電話の利用に当たっても通常の健康な人と比べてハンディキャップがあるので、老人、身体障害者が利用しやすい機器の開発が強く望まれている。このような要請に対処するため、電電公社では次のような措置を実施している。

目の不自由な人でも電話が利用しやすいように盲人用ダイヤル盤を45年4月に開発し、盲人施設や盲人家庭の希望者に無料で取り付けている。この盲人用ダイヤル盤は直径 45 mm の円型金属板に3本の突起（ガイドライン）を付けたもので、これを電話機のダイヤル盤に取り付け、指で触れると3、6、9のダイヤル数字の位置が分かるようにしてあり、現在、全国で約7万個が利用されている。

公衆電話についても、身体の不自由な人が便利に利用できるよう、48年9月から身体障害者施設や福祉事務所等に公衆電話の設置を進めるとともに、車いすのまま利用できるように置台やキャビネットの高さを20cm程度低くしたり、盲人用ダイヤル盤を取り付けるなどの改善を行っている。これらは、現在、東京、大阪をはじめ全国で約2,300個設置されているが、今後は施設に限らず街頭等の公衆電話についてもボックス、置台、キャビネット等を改善するよう検討を進めている。

また、一人暮らし老人等に便利な電話機器として現在シルバーホン（あんしん）を開発中であり、本格的なサービスの実施に先立ち、実際に設置した場合の利用実態、利用者への適応性等について調査を行うため、市町村が設置する老人福祉電話及び身体障害者福祉電話を対象として、50年度中に試験的にサービス提供を行う予定である。シルバーホン（あんしん）は、一人暮らし老人等が日常簡単に電話をかけることができるだけでなく、緊急の場合にはボタンを押すだけでヘルパや掛かり付けの医者を呼び出し、あらかじめ吹き込んだ録音テープで自動的に急を告げることができるものであり、この装置の機能は次のとおりである。

① 送受話器を上げずに緊急ボタン又はリモートスイッチを押すだけで、特

定の連絡先を呼び出し、あらかじめ吹き込んであるカセットテープにより自動的にメッセージを送ることができる。

- ② 日常よく電話をかける相手の電話番号をセットしておき、送受話器を上げてから自動ダイヤルボタンを押せば自動的に呼び出しができる。
- ③ 受話音量が通常の電話機の約3倍になっている。
- ④ ベルの音量調節ができる。
- ⑤ 電話機だけを持ち運べるように装置と電話機がロングコードで接続されている。

耳の不自由な人のためにシルバーホン（めいりよう）を開発中である。この電話機は、送受話器に音量調節つまみを組み込み、このつまみを操作しながら自分の聴力に合わせて相手の声を聞くことができるもので、難聴度が4級から6級程度の難聴者に有効である。

更に、電話機のベル音が聞き取りにくい人のために、着信がフラッシュ式の表示ランプで分かる閃光式着信表示器や低周波の鳴音を発する電鈴も近く実用化されることになっている。

このほか、難聴者用公衆電話機について本格的検討を進め、試作を行うとともに、今後の福祉対策用機器の充実を図るため、難聴者用の骨伝導電話機等について基礎検討を行うこととしている。

（2）普及対策

身体の機能が衰えた一人暮らし老人にとって、電話は通信連絡を確保する有力な手段となるものであるが、46年12月国の社会福祉施策の一環として、福岡、豊橋の两市において老人電話相談センタを設置するとともに、低所得の一人暮らし老人等で定期的に安否の確認を行う必要があると認められる老人にいわゆる老人福祉電話を設置して、安否の確認、各種の相談を行う事業が開始された。この事業が毎年積極的に推進されるとともに、国の補助を受けない地方公共団体や社会福祉法人独自の施策も多数みられるようになった。また、48年から身体障害者宅に設置するいわゆる身体障害者福祉電話が一部地方公共団体独自の施策として行われ、50年度から国の施策としても実

施される予定である。50年3月末現在老人福祉電話 8,800 台、身体障害者福祉電話 231 台が設置されている（第1—2—5表参照）。

第1—2—5表 福祉電話設置状況

種 類	老 人 福 祉 電 話			身体障害者福祉電話		
	49年度中 設置数	49年度末 施設数	50年度中 設置予定数	49年度中 設置数	49年度末 施設数	50年度中 設置予定数
国及び地方公共団体の施策によるもの	4,830	8,466	7,681 (5,000)	178	231	1,960 (1,200)
社会福祉法人独自の施策によるもの	294	334	19	0	0	0
合 計	5,124	8,800	7,700	178	231	1,960

（注）（ ）内は国の補助によるものの再掲である。

これらの福祉電話の架設に当たっては、国、地方公共団体等が設備料、加入料を負担しているが、電電公社においても郵政省の指導の下に、債券の引受を免除するとともに、その加入申込を優先的に承諾することとしている。

また、一人暮らし老人等個人からの加入申込についても、48年6月から加入電話優先設置基準を改正して、一人暮らし老人、身体障害者、公害病認定患者、母子家庭等を対象にその加入申込を優先的に承諾することとした。なお、49年度中にこの適用を受けた加入数は、8,027加入である。

第3節 ラジオ放送の国際的混信の解消

1 ラジオ放送と混信問題

ラジオ放送は大正14年に開始されて以来、逐次全国普及を遂げてきた。その後、テレビジョン放送が開始され、テレビジョン放送の全盛時代にはラジオ放送の前途が一時懸念されたこともあったが、トランジスタラジオ、カーラジオ等の普及、超短波放送（FM放送）の開始、若者向けの番組編成がな

されるなど聴取者層の拡大が図られ、最近は、特にラジオ放送の特質を発揮して国民生活に密着したものとなっている。49年度末現在、運用されているラジオ局数は、中波放送局483局（実用化試験局を除く。）、短波放送局3局、超短波放送局（FM放送局）451局、合計937局である。

このうち、中波放送については、中波帯の電波が昼間は地表に沿って伝わるが、夜間には地上100～300kmの高さにある電離層で反射して遠距離まで伝わるという特性を有しているため、近隣諸国との間で混信が生ずることがある。

このため、国際電気通信条約附属無線通信規則に基づき、各国は自国で使用する周波数を国際周波数登録委員会（IFRB）に通告し、国際登録を行った上、使用する建前となっている。

しかし、中波放送は比較的安価な受信機で、広域なサービスエリアをカバーすることができ、発展途上国にとっては効果的な情報メディアであるので、これらの国々は競って大電力による中波放送局の建設を行っており、一国の大電力化は他国の大電力化を誘発して激しい混信を起こす状況になっている。更に、国際電気通信連合（ITU）に加盟していない国による混信も発生し、夜間の混信は国際的規模の問題となってきた。

これに加えて、第一地域（東・西ヨーロッパ、アフリカ及び中近東の一部）と第三地域（アジア、大洋州及び中近東の一部）との間で中波放送の搬送周波数が異なっていることによるビート混信が激化したため、中波放送に新しい国際秩序を確立する必要が生じてきた。

2 我が国における混信の状況

近年、我が国の中波放送に対する外国電波による混信は激しくなってきたおり、このため一部の地域においてはラジオ放送の良好な受信が妨げられている。49年度末現在、混信の被害を受けている中波放送局数は304局で、全中波放送局（実用化試験局3局を含む。）486局の63%を占めている（第1—2—6表参照）。

このため、我が国では、若干の中波放送局について大電力化を行ったり、可能な範囲で増力を行うなどの措置を講じてきたが、上述のような事情から混信問題について十分な解決をみていない。

第1—2—6表 中波周波数帯別の外国電波による混信状況

(49年度末現在)

周波数帯 (kHz)	区 分	混信の大き い局	混信のある 局	混信を受け ない局	合 計
525を超え 600以下		4	8	3	15
600 " 700 "		14	3	0	17
700 " 800 "		30	3	0	33
800 " 900 "		22	5	0	27
900 " 1000 "		21	4	3	28
1000 " 1100 "		24	47	8	79
1100 " 1200 "		31	18	2	51
1200 " 1300 "		4	0	8	12
1300 " 1400 "		5	24	49	78
1400 " 1500 "		16	11	24	51
1500 " 1605未満		0	10	85	95
計		171 (35)	133 (27)	182 (38)	486 (100)

(注) 1. () 内は構成比 (%) である。

2. 局数は実用化試験局を含む。

3 混信をめぐる国際状況

各国は第一次世界大戦後相次いでラジオ放送局を開設するようになり、これに伴いラジオ放送の国際的な混信問題が生ずることとなったが、第二次世界大戦前における混信問題解決のための国際的な体制は、1927年ワシントン国際無線電信条約附属一般規則において、各国の周波数割当ての万国電信連

合に対する通知義務、既設無線局の業務に対する混信の回避等の規定を定めていたにとどまり、必ずしも実効のあるものではなかった。第二次世界大戦後1947年には国際連合の専門機関として国際電気通信連合(ITU)が新発足し、第二次世界大戦中混乱を極めた国際的な電波利用秩序の回復を図るとともに、電波利用の著しい進展に対処するため国際周波数登録委員会(IFRB)がその常設機関として設置され、周波数割当ての調整、具体的な混信問題の解決のための調査、勧告等を行っている。

地域的にみると、ヨーロッパ地域においては、1920年代から長・中波放送が行われていたが、1948年にヨーロッパ放送条約(25か国署名)が締結され、長・中波放送用の周波数割当計画が作成されて今日に至っている。しかし、近年は、当初の計画と懸け離れ、計画の約3倍の中波放送局が設置されており、そのため同地域における夜間の中波放送には著しい混信が生じている。

アジア・大洋州地域においては、1951年臨時無線通信主管庁会議において、中波放送を含む3,950kHz以下の周波数割当計画が作成されている。しかし、既に計画の約3倍の放送局が設置され、ヨーロッパ地域と同様激しい混信が生じている。また、同地域においては、長波の割当てがなく、超短波放送を行っている局も少ないので、ヨーロッパ地域に比べ、中波の放送品質を高度に維持したいという希望が強い。

一方、アフリカ地域においては、1966年にアフリカ放送会議で中波放送用周波数割当計画を作成したが、ヨーロッパ地域と同一のチャンネル間隔(9kHzのものが大多数)を採用したので、10kHzのチャンネル間隔を採用している第三地域とのビート混信のために計画の実施に重大な支障を来すため、同会議は同時に、第三地域の諸国等はこの問題の検討を要請するとともに共通の周波数割当計画作成のためにITUに対し地域主管庁会議を開催することを要請した。

この要請に基づき、国際的規模の混信問題の解決を図るため、ITUの長・中波に関する合同地域主管庁会議の第一会期が1974年10月ジュネーブに

において3週間にわたり開催された。この会議には第一地域から連合員71, 第三地域から連合員15及び準連合員1が参加し, オブザーバとして, ヨーロッパ放送連合(EBU), アジア放送連合(ABU)等が参加した。この会議の主たる目的は, ①1975年10月に開催が予定される第二会期で作成を予定している第一及び第三地域の長・中波放送用周波数割当計画についてその基礎となる伝搬データ, 変調基準及びチャンネル間隔, 混信保護比等の技術上, 運用上の基準を作成すること, ②周波数割当計画に必要な周波数の要求を国際電気通信連合に提出する際の様式及びその提出期限を定めることにあり, 活発な審議が行われた。討議の結果, ①ビート混信の除去のために中波放送のチャンネル間隔は一律に9 kHzとし, その整数倍を搬送周波数とすること, ②中波の物理的特性に基づく電波伝搬曲線を決定すること, ③周波数要求様式を定め, 各国の周波数要求期限を1975年5月1日とすることなどを決定した。

4 今後の動向

この会議で決定された周波数要求様式を基に各国はIFRBに周波数要求を行う。我が国は現状維持を原則として, 496局を要求しているが, 各国の要求をみると, 第一地域では87か国から約4,000局(うち新規要求約2,100局), 日本が含まれる第三地域では29か国から約5,100局(同約2,200局)となっている。日本の近隣諸国をみると, 中国は1,730局(同650局), 韓国は140局(同40局), ソ連は520局(同260局)を要求している。これら各国の要求が第二会期においてそのまま認められると, 我が国の中波放送は相当の混信を受けることになってしまうおそれがある。したがって, 我が国としても近隣諸国との国際協調を図りながら国益の確保に努めることを基本として, このような事態に対処していかなければならない。

具体的な周波数割当を行う長・中波放送に関する合同地域主管庁会議の第二会期は, 1975年10月に開催が予定されているが, 我が国としても現在どおりの周波数を確保できるかどうかは重大な問題であるので, 現在郵政省を中

心として慎重に検討を進めているところである。

第4節 テレビジョン放送の難視聴解消

1 テレビジョン放送の難視聴

今日、テレビジョン放送は国民の日常生活に不可欠の存在となっているが、全国的にみるとなお一部の地域においてテレビジョン放送を良好に受信できない世帯が存在している。

一部辺地においては、テレビジョン放送局の送信アンテナの所在地から遠く離れているため、あるいは、山岳、丘陵等の自然の地形によって電波がさえぎられるため、放送電波が弱く、通常の装置又は既設の共同受信施設では良好な受信が困難になっており、これを辺地難視聴と呼んでいる。また、本来通常の装置で良好な受信が可能な地域において、付近に高層建築物、高速道路、高架鉄道、鉄塔等ができたため、放送電波がさえぎられたり、強い反射波が生ずることにより、画面に白色斑点や多重画像が現われ、良好な受信が困難になっており、これを高層建築物等による受信障害あるいはこのような受信状態が都市に多く発生することから都市受信障害と呼んでいる。

辺地難視聴は、第1—2—7表のように放送事業者の努力によって年々減少してきているが、49年度末において、NHKの放送を受信できない世帯が約91万、民間放送の放送を受信できない世帯が約230万残されている。

第1—2—7表 辺地難視聴世帯数の推移

(単位：万世帯)

年度末	47	48	49
区 別			
NHKの放送の難視聴	117	102	91
民間放送の放送の難視聴	250	240	230

(注) NHKの放送についてはNHKの推定、民間放送の放送については郵政省の推定

一方、都市受信障害は、高層建築物等の増加に伴い、年々増加しており、49年度末現在、被害世帯数は全国で約44万と推定されている。

建築物の増加傾向がこのまま推移すれば、被害世帯数は55年には全国で90万に達するものと予想されている。

2 辺地難視聴

辺地難視聴については、従来、放送事業者が実情に応じて中継局又は共同受信施設を設置して解消に努めている。国はテレビジョン放送の重要性にかんがみ、辺地難視聴を解消するよう放送事業者を指導してきた。

また、地方公共団体の一部においても中継局の建設や共同受信施設の設置に対し補助を行っているところがある。

しかしながら、依然として辺地難視聴は残されており、情報の地域格差解消、過疎対策等の見地からこの早期解消が望まれている。

(1) 中継局の設置

NHK及び民間放送におけるテレビジョン放送局の設置状況は、第1—2—8表のとおりである。

中継局の設置は、おおむね難視聴世帯数の多い地域から順次行われているが、最近では難視聴地域が山間へき地に散在しているため、置局による解消効率が低下している。

NHKは放送法により、放送を全国に普及する義務を課されている立場から、年間約200地区、400局前後の中継局を設置している。

また、民間放送においても、毎年200局近い中継局を設置しているが、辺地難視聴の解消が事業収入の増加に結び付かないこともあって、NHKに比べて設置が遅れている。

郵政省では、従来、放送事業者に対し中継局の設置による難視聴の解消を指導してきたが、特に、48年11月の放送局の再免許時においては、民間放送各社から個別に難視聴解消計画を提出させるとともに、積極的に難視聴の解消に努めるよう指導を行った。また、国が民間放送の難視聴解消費用を助成

第1—2—8表 NHK及び民間放送の年度別テレビジョン放送局
(親局・中継局)設置状況

区 別 年 度	N H K			民 間 放 送
	計	総 合	教 育	
	局	局	局	局
40	292	118	144	108
41	251	126	125	90
42	252	125	127	79
43	301	146	155	156
44	370	184	186	210
45	477	239	238	195
46	431	220	211	173
47	456	234	222	145
48	432	217	215	192
49	388	198	190	199

する初めてのケースとして、国土庁は奄美群島振興開発計画の一環として、50年度から奄美群島にテレビジョン放送用中継局を建設する民間放送2社に対し、その費用の一部を補助することとしており、4か年計画で実施される予定である。

一方、都道府県の中には、民間放送の中継局の建設に対する補助事業として、市町村に対して中継局建設関連の道路整備事業費の一部を補助するとともに民間放送に対して直接、中継局建設費用の一部補助、借入金の全部又は一部についての利子補給、資金融資等を行っているところもある。

また、日本開発銀行及び北海道東北開発公庫は、地域開発に効果のある民間の事業計画に融資を行っており、41年度からは民間放送に対しても中継局建設資金の融資を行っている。

(2) 共同受信施設の設置

比較的規模の小さい難視聴地域については、テレビジョン放送の良質な電波が受信できる山頂等に共同の高いアンテナを立て、受信した電波を増幅し

てケーブルで各家庭に送る共同受信施設を設置して難視聴の解消が行われている。

NHKは、テレビジョン放送の全国普及の一環として、辺地難視聴解消のための共同受信施設の設置を積極的に推進している。35年度から43年度までは経費の一部を助成しており、この期間中約6,700施設に対し助成した。また、44年度以降は、更に積極的に難視聴解消を推進するとともに、視聴者の負担を軽減するため、共同受信施設のうち、NHKのテレビジョン放送受信用アンテナ設備及び幹線設備の部分をNHKが所有し、分配線、引込線等残りの設備の部分は地元住民が所有して、これらの施設を共同で設置し、運用することとなった。44年度以降、NHKが地元住民と共同して設置した施設の設置状況は、第1—2—9表のとおりである。49年度末における運用施設数は5,361で、これにより総計約40万7千の難視聴世帯が解消されている。

第1—2—9表 NHKの年度別辺地共同受信施設設置状況

年 度	44	45	46	47	48	49
施 設 数	650	800	1,000	1,010	1,010	900

また、住民が難視聴を自力で解消するため、共同して受信施設を設置しているところがある。このような施設は、48年度末現在、全国で約3千施設あり、約20万の世帯がこれに加入している。

(3) 技術的解消方策

辺地難視聴の解消に対しては、地域の実情、条件等に応じてそれぞれの解消策が講じられてきたが、現在残されている難視聴地域は、山間へき地の小規模なものに限られてきている。したがって、中継局あるいは共同受信施設1施設当たりの解消効率極めて悪いものとなっていており、低廉で効率の良い技術的な解消方策が求められている。

NHKでは、送信電力100mW程度の無線設備いわゆるミニサテの研究開発を行っており、現在28箇所に実験局を開設している。このミニサテは、建

設・保守両面にわたり経済性と簡易性を追求したもので、1 km²程度の地域をカバーすることが可能であり、過疎的地域の難視聴解消に有効であると考えられる。

また、郵政省では、現在放送衛星の開発を進めており、52年度には、実験用中型放送衛星の打上げが予定されているが、将来、実用衛星が開発された場合には、難視聴解消にもその効果が期待されている。

(4) 施策の動向

辺地難視聴については、これまで主として放送事業者によって解消が図られてきたが、49年度末においてなおNHKの難視聴世帯が約91万、民間放送の難視聴世帯が約230万残されていることは前述のとおりである。

これらの残された難視聴地域をみると、既に述べたように、そのほとんどが山間へき地であり、今後、辺地における難視聴地域の散在、狭域化の傾向がますます強まるとともに、難視聴解消施設の解消効率が悪化し、施設設置に要する地元住民及び放送事業者の負担が増大するものと考えられる。

放送事業者についてみると、NHKは、難視聴解消の財源にもなっている受信料収入の伸びが近年鈍化してきている上、収支率は年々悪化し、47年度以降経常事業収支が赤字となっている。民間放送については、残存の難視聴世帯を解消することが収入に結びつかないこと、また、今後は民間放送の営業収入もこれまでのような高い伸びが期待できず、収支率は悪化するものと考えられることなどから自力による難視聴の解消にはおのずから限界があらう。

一方、今日、テレビジョン放送は国民の日常生活に不可欠な存在となっているため、これら地域へのテレビジョン放送の普及が重要視され、地方公共団体、関係住民等各方面から抜本的な辺地難視聴の解消方策を求める声が強まっている。このため、郵政省では、48年6月テレビジョン放送難視聴対策調査会を設置して、都市受信障害の問題と併せて、辺地難視聴の抜本的解消策について検討を重ねてきた。調査会は、2年余にわたる調査検討の結果を取りまとめ、50年8月報告書を郵政大臣に提出した。報告書は、辺地難視聴

解消を促進する方策の在り方として、放送事業者の自力による難視聴解消には限度があることにかんがみ、国、放送事業者等関係者が協力して、速やかに難視聴解消を促進するための適切な施策を講ずることによって、国民の強い要望と期待にこたえるべきであるとしている。その際、基本的にはNHK、民間放送いずれのテレビジョン放送についても難視聴解消を促進すべきであるが、民間放送による中継局の設置が、全国的にみると、NHKに比較して大幅に遅れており、しかも、NHKと民間放送の置局格差は拡大する一方であること、民間放送の難視聴解消に対する関係住民の要望は極めて強いものがあることなどにかんがみ、民間放送の難視聴解消を促進する施策を検討することが緊要であるとしている。

そして、その具体的方策として、国は民間放送が自ら難視聴を解消することが期待される範囲を設定すること、放送事業者以外の者による中継局の設置を認めること、放送用周波数割当計画等で、親局・中継局一括免許方式を導入することなどを提言している。

NHKについては、難視聴世帯数約91万（49年度末現在）のうち、約30万は数十ないし300世帯程度がまとまって集落を形成しているので、当面、NHKが中継局又は辺地共同受信施設の設置等により自主的に解消を図ることが適当であるが、民間放送の難視聴解消促進方策のうち、適用可能なものを採用することによって、難視聴世帯の早期解消を更に推進することが必要であるとしている。なお、現在、NHKが実験中のミニサテは、辺地難視聴の解消を進める上で、有効な手段と考えられるので、その早期実用化を促進すべきであるとしている。更に、NHKが新たに行う難視聴解消施設の設置等については、経費効率及び地元住民の要望等を考慮して、民間放送との協力体制を確立することが望ましいと指摘している。

3 都市における受信障害

都市の近代化に伴って、建築物の高層化、高架交通施設の整備等が急速に進展しているが、このような都市構造の高層化によってテレビジョン放送の

受信に障害が多発しており、今後、この傾向はますます強まるものと思われる。

従来、郵政省は原因者責任の建前に基づいて、建築主の責任と費用負担において受信障害を解消するよう指導してきた。一方、都市の高層化等は土地利用の効率化等を促進するための社会的要請であり、国もこれを促進しているところである。そのため、都市におけるテレビジョン放送の受信障害を誰の責任によって解消すべきかなどの論議を呼んでおり、社会問題化している。

(1) 共同受信施設の設置

都市受信障害の解消は、大部分がビル陰共聴と呼ばれる共同受信施設を設置することによって行われている。都市受信障害はテレビジョン放送の良好な受信が可能な地域において高層建築物等の障害物が出現したため、電波がさえぎられたり、反射したりすることによって生ずるものであり、建物の屋上等良質な電波を受信できるところにアンテナを立て、そこから有線を通じて各家庭に放送波を分配すれば良好な受信が可能となる。

都市受信障害は、それまで良好に行うことができたテレビジョン放送の受信が、高層建築物等の人為的原因によって障害を受けるものであり、従来から主として原因者たる建築主と障害を受けた住民とが協議して、共同受信施設を設置することにより解決が図られてきている。しかしながら、両者の間で、テレビジョン放送の受信障害に対する責任、解消に要する費用負担等の問題をめぐって紛争が絶えないところである。

(2) 技術指導、受信相談

NHKは、都市受信障害の被害を最小限にとどめ、また、その早期解消に資するため、テレビジョン放送の受信障害についての技術指導と受信相談を行っている。すなわち、受信者等の要望に応じて、建築主と受信者の間を仲介し、共同受信施設の設置に協力するほか、軽微な受信障害に対しては受信アンテナの調整、改善等の技術指導を行って障害の円滑な解消に努めている。

また、新幹線等鉄道による受信障害については、国鉄と協力して、技術調査、共同受信施設の設計・施工業者の指導等を積極的に実施しており、東海道新幹線、山陽新幹線等による受信障害に対しては、アンテナの調整、共同受信施設の設置等の改善を行っている。

また、郵政省が中心となり、通商産業省、建設省、NHK等の協力を得て、29年に設立された電波障害防止中央協議会は、最近では高層建築物等による受信障害の解消にも努めており、その一環として、全国電波障害一掃運動、受信相談、各種PR活動等を行っている。

(3) 技術的解消方策

都市受信障害解消の技術的方策としては、現在、主として有線による共同受信施設が用いられている。また、前述のテレビジョン放送難視聴調査会では、多送信点方式、微小電力放送局の設置、送信アンテナの高さの変更、SHF帯放送及び衛星放送の導入等の諸施策が検討された。

多送信点方式は、現在、一つの地域においては1箇所のアンテナからテレビジョン放送の送信を行っているのに対し、幾つかの周波数を用いて数箇所のアンテナから同一番組を送信しようとするものである。これによれば、現在の東京都内の受信障害の80%程度が解消されると見込まれている。また、微小電力放送局方式は、高層ビルの屋上等に微小な電力による放送局を設置して、受信障害となっている一定の地域をカバーしようとするものである。

送信アンテナの地上高を更に高くする方策によれば、高層建築物等による受信障害をかなり減少させることができる。

更に、将来的方策としてSHF帯放送及び衛星放送の導入による都市受信障害解消の可能性が検討されている。

これらの方策については、周波数事情のひっ迫、都市構造の流動性、建設コストの問題等制約条件が多いが、将来の送信体制、都市構造の変化等を考慮すれば、今後なお研究開発が推進されるべきである。

(4) 施策の動向

テレビジョン放送の都市受信障害の解消については、従来、主として建築

主と地域住民とが協議して、共同受信施設を設置するなどの方法によって解決してきた。郵政省も原因者責任の建前に立って、建築主等関係者に対する指導を行い、このような当事者間の協議による解決を促進してきた。また、地方公共団体の中には、環境保全のための条例、建築指導要綱等で建築主に対して当事者間の協議による解決を義務付けるなど受信障害の防止に関する規定を設けているところも少なくない。更に、電波障害防止協議会及びNHKも都市受信障害の解決に対し、当事者の間に立って、指導、あっせん等を行っている。

しかしながら、最近、大都市地域においては、高層建築物の林立等によって、受信障害はますます増大、複雑化しており、原因となっている建築物を特定することが困難となってきた。また、超高層建築物の出現によって、受信障害が著しく広範囲に及ぶようになっている。

このため、大都市地域における都市受信障害の解消については、従来の当事者間協議の方法だけでは対処できない情勢となっている。

そこで、郵政省では、前述のテレビジョン放送難視聴対策調査会を設置して、辺地難視聴の問題と併せて都市における高層建築物等によるテレビジョン放送の受信障害を解消する効果的方策を多角的に検討してきた。

調査会が提出した報告書は、テレビジョン放送の受信は、今日では、国民の日常生活に必要不可欠となっているので、受信障害の被害利益は行政上、立法政策上保護に値すること、受信障害に関しては、これを解消する有効な技術的方策が存在するため、原因行為に対する規制（建築規制）を行うことなく障害の解消を図ることができることなどにかんがみ、都市受信障害については、建築主を中心とする前記の受信障害関係者がそれぞれの責務と受益に応じて、解消に要する費用を負担し、その解消を図ることが必要かつ効果的であるとしている。

そして、その具体的方策としては、将来の放送体制及び都市構造を的確に想定することが困難であるので、差し向き10年先程度までの展望を念頭において、次のような方策を提言している。①建築主その他の受信障害関係者か

ら、それぞれの責務と受益に応じて金員の拠出を求め、受信障害の解消に責任を負う公的主体である受信障害解消基金を設立し、受信障害解消施設の設置、維持管理等に要する経費はこの受信障害解消基金から充当する。②受信障害解消施設を設置し、又は同施設の維持管理を行う主体としては、特に限定しないが、受信障害解消基金自ら又は別の公的主体も考えられる。③技術的解消方策としては、差し向き、主として共同受信施設（ケーブル網を含む。）の設置による方策を対象とする。④効率的に受信障害の解消を行うため、このような解消方策の対象地域は、差し向き、受信障害が多発し、かつ、その障害が広範囲に及んでいる地域から出発することとする。その他の地域の都市受信障害については、当面、基本的には建築主、住民相互の当事者間解決によることとする。

テレビジョン放送難視聴対策調査会の提言している方策を具体化し、都市受信障害の解消を図るためには、なお時間を要するものと考えられる。しかしながら、受信障害の解消に対する国民の強い要望と期待にかんがみれば、新しい制度が確立するまでの間、受信障害の問題を放置することは妥当でなく、国は受信障害の行政的措置について真剣に検討を続けていくべきであろう。

